# 富良野市廃棄物減量等推進審議会(平成29年度第1回)会議録

日 時 平成30年2月22日(木)10時00分~11時50分

場 所 市役所第3会議室

出席者 委員:軽米達也、高橋穣二、髙田英樹、河原由紀子、中田正孝、跡部昇一、 高松慶子(7名出席)

(欠席委員)福田弘明、吉田末子

事務局:市民生活部長 長沢和之、環境係長 末松千幸、環境係主査 鈴木茂喜

- 1. 開会(進行:長沢部長)
- 2. 辞令交付
- 3. 市長挨拶
- 4. 役員選任 互選により ・委員長(軽米達也)・副委員長(高田英樹)
- 5. 委員長挨拶(軽米委員長)
- 6. 報告事項(議長:軽米委員長により進行)
  - 1) 廃棄物処理及び指導実績について
  - 2) プラスチック類の分別について
  - 3) ペットボトルの分別について
  - 4) 資源回収ステーションの改修について
  - 5) ごみ処理券のコンビニ販売実績について
  - 6) ごみ分別アプリについて

※事務局(鈴木主査)より1)~6)まで説明

## 質疑応答:

髙田委員:2)プラスチック類の分別について

プラスチック類の指定袋の名称については、現在の指定袋にしても容器包装プラだと 記載したとしても、どのようなプラを入れるか判らない。指定袋に**分**を表示したほうが解り易いのではないか?

鈴木:意見としてうかがっておきます。

中田委員:プラスチック類の分別説明会については、曜日・時間に関係なく来てくれるのか?

末松係長:説明会については「まちづくり出前講座」として行います。

日程・時間が合えばうかがいます。

高松委員:資源回収ステーションの中に電気ごみが捨てられている時がある。

これらは、町内会で分別し処分をしているが、どうにかならないのか?

鈴木:町内会で処分する必要はありません。環境課に連絡して頂ければ回収に伺います。

高田委員: ごみ処理券の販売先にセイコーマートが入っていないのはどうしてか? 協力依頼はしていないのか。

末松: 各コンビニには直接伺って協力要請を行ったが、セイコーマートには協力頂けなかった。 今後、再度協力要請は行っていく。

#### 5. 議事

1) 富良野市一般廃棄物処理基本計画の一部改正について

※事務局(鈴木)より、「富良野市一般廃棄物処理基本計画」により説明。

#### 軽米委員長

事務局より説明がありました。今の説明に対し何か意見等ありますか。

高田委員: 固形燃料の焼却灰は、リサイクルの観点から埋め立てるのではなく、融雪剤としての利用を考えてはどうか?

髙橋委員: 融雪剤としての利用は、上川総合振興局では、農業利用として可能だという試験 結果もいるだろうから、かなり難しいと判断されている。

末松:利用できるかどうかは、振興局など関係機関に相談しながら、研究していきます。

高橋委員: 14Pの(3) 最終処分について、基本計画年度内では支障はないのであろうが、 22Pの5. 最終処分計画においては、残余容量が6,002 mあるが、34年まで に埋立て推量は656 t と、mとt表示で、実際に34年以降に支障がないのか解らない。使用が十分可能なのか文言と数字の整理はできないのか。

末松:数字的にはかなり難しいところですが、文言等は整理します。

高松委員:22Pのリサイクル困難物とはどのようなものなか?

末松: 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要の 17P2. 処理内容の欄で埋立比率3%が埋め立て処理されておりますが、この中にリサイクル困難物が含まれます。

高橋委員: セトコンテナに入っている陶磁器、ガラス製品などがもっぱらであり、リサイクルセンターで手選別され資源化されないものがリサイクル困難物になります。

高田委員:市長挨拶にあった小学校の副読本になるようなごみ分別であるならば、ごみの固 形燃料化、固形燃料ボイラーなど、小学生に解り易い、ふさわしい名称にすべき ではないのか?

末松:検討してまいります。(ごみではなく資源として)

高橋委員: 9P表 2-2-3 有機肥料生産の推移で、搬入された生ごみの量に対し、出来上がる有機肥料生産量が少なすぎる。

末松: 衛生センターに確認してみます。

髙橋委員:固形燃料、プラの回収で、今後収集計画に変更はあるのか?

末松:今のところ計画変更はありません。状況をみながら検討していきます。

髙橋委員:「富良野市一般廃棄物処理基本計画」については、この会議を以って変更となるのか?

末松:今後パブリックコメントを行い、広く市民より意見を聴取した後、決定となります。

高田委員:民泊に係る宿泊者のごみ対策について、対応策はあるのか?

末松: 民泊については、国の基準、都道府県の基準が設けられ、個別に制限がかけられることになります。市町村においては、一つの基準として、①家主が民泊施設にいるか。

②家主が民泊施設にいない。の2つにわかれるので、①は事業所ごみだが町内会が認めれば、町内のステーションに排出可能。

②は事業者として事業系ごみを扱う業者と個別契約により処理。今後検討が必要。

髙橋委員:市の廃棄物のルールが判らない外国人に対しての対応はどのように行ってきたのか?

末松: 例として、北の峰地区においては一昨年、地区内にあるステーションに外国語標記の 看板を設置している。ただし、看板を設置したことによりごみステーションと判る場 合があるので、未分別のごみが出され、良し悪しである。

## 軽米委員

ほかに委員の皆さんから質問等はございませんか?

無ければ、審議会として富良野市一般廃棄物処理基本計画の一部改正について、異議が無いということでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

## 8. その他

# 軽米委員

全体をとおして何か意見はありますか。お気づきの点があれば、事務局に連絡をいただく こととし、今審議会は以上でよろしいでしょうか。

# 9. 閉会

事務局(長沢部長)